

(証券コード 3492)
(発信日) 2025年11月6日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目7番17号
タカラレーベン不動産投資法人
執行役員 宰 田 哲 男

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが、投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入いただき、2025年11月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を下記のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも同条第2項に規定する議案には該当いたしません。**従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、投資主様が保有している議決権の数は出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各項目に係る議案の決議については適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
 - (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
 - (3) 解散
 - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
 - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第5回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://takara-reit.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コード（3492）を入力したうえで検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午後2時
（なお、受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 7階 大ホール
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるMIRARTH不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。なお、本投資法人の2025年8月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト（<https://takara-reit.co.jp>）にてご覧いただくことができます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示を示されない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
 - ◎ 電子提供措置事項について修正する必要がある場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 投資主総会にご出席の投資主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 本投資法人のスポンサーであるMIRARTHホールディングス株式会社が、その商号を2022年10月1日付で株式会社タカラレーベンから現在の商号に変更したことを受け、本投資法人とスポンサーとの更なる一体感を醸成するため、本投資法人の商号を「タカラレーベン不動産投資法人」から「MIRARTH不動産投資法人」に変更するものです（変更案表紙、表題、第1条関連）。
- (2) 本投資法人の本店所在地を、東京都港区から、本投資法人の資産運用会社であるMIRARTH不動産投資顧問株式会社の本店所在地がある東京都千代田区に変更するものです（変更案第3条関連）。
- (3) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」及び「信用金庫法」に基づく出資を行う必要があることから、かかる出資が投資対象に含まれることを明確にするべく、本投資法人の投資対象としてこれらの出資を追加し、これに伴う条項数の調整を行うものです（変更案第30条関連）。
- (4) 上記変更のうち（1）及び（2）について、2025年12月1日を効力発生日として効力を生じることとするため、附則の追加を行うものです（変更案第9章関連）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
表紙 <u>タカラレーベン</u> 不動産投資法人	表紙 <u>MIRARTH</u> 不動産投資法人
表題 <u>タカラレーベン</u> 不動産投資法人規約	表題 <u>MIRARTH</u> 不動産投資法人規約
第1条（商号） 本投資法人は、 <u>タカラレーベン</u> 不動産投資法人と称し、英文では <u>Takara Leben</u> Real Estate Investment Corporationと表示する。	第1条（商号） 本投資法人は、 <u>MIRARTH</u> 不動産投資法人と称し、英文では <u>MIRARTH</u> Real Estate Investment Corporationと表示する。
第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.～2.（記載省略） 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産等又は不動産対応証券（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）への投資に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 (1)～(9)（記載省略） (新設) (新設) <u>(10)</u> 不動産関連資産への投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利 4.～5.（記載省略）	第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1.～2.（現行どおり） 3. 本投資法人は、上記のほか、不動産等若しくは不動産対応証券（以下、不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。）への投資に付随して又は借入れにあたり、取得が必要又は有用と認められる下記の権利等に投資することができる。 (1)～(9)（現行どおり） <u>(10) 中小企業等協同組合法に定める出資</u> <u>(11) 信用金庫法に定める出資</u> <u>(12) 不動産関連資産への投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</u> 4.～5.（現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
(新設) (新設)	<u>第9章 附則</u> <u>第43条（改正の効力発生）</u> <u>規約表紙、表題、第1条（商号）及び第3条（本店の所在地）の変更は、いずれも2025年12月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本章の附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員幸田哲男は、2025年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2025年12月1日付で執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において選任される執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項本文の定めにより、就任する2025年12月1日より2年間とします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況		所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数
さい だ てつ お 幸 田 哲 男 (1961年9月15日)	1987年4月	丸紅株式会社 入社 開発建設部	0口
	1993年4月	株式会社レヴァン（現 株式会社ティップネス）へ出向	
	1996年4月	丸紅株式会社 開発建設第一部都市開発部	
	2003年10月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社（現 丸紅リートアドバイザーズ株式会社）へ出向 チーフ・インベストメント・オフィサー	
	2011年11月	丸紅株式会社 アセットマネジメント室長	
	2013年10月	丸紅アセットマネジメント株式会社へ出向 代表取締役社長	
	2020年4月	株式会社タカラレーベン（現 MIRARTHホールディングス株式会社） 入社	
	2020年4月	タカラPAG不動産投資顧問株式会社（現 MIRARTH不動産投資顧問株式会社）へ出向	
	2020年7月	同社 代表取締役社長（現任）	
	2021年12月	本投資法人 執行役員（現任）	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるMIRARTH不動産投資顧問株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険

会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年12月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項本文の定めにより、第2号議案において選任される執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 要 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数
い と う し ん や 伊 藤 真 也 (1968年8月7日)	1991年4月 株式会社鴻池組 入社 2003年11月 カナル投信株式会社(現 平和不動産アセットマネジメント株式会社) 入社 2016年1月 大江戸温泉アセットマネジメント株式会社(現 アパ投資顧問株式会社)企画管理部長 2021年9月 タカラPAG不動産投資顧問株式会社(現 MIRARTH不動産投資顧問株式会社) 入社 取締役財務企画部長 2025年4月 同社 取締役(財務企画部管掌)(現任)	0口

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるMIRARTH不動産投資顧問株式会社の取締役です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員橋本憲房及び青島信吾は、2025年11月30日をもって任期満了となります。つきましては、2025年12月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項本文の定めにより、就任する2025年12月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況		所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数
1	はし もと のり ふさ 橋 本 憲 房 (1958年9月5日)	1988年4月	青木・クリステンセン・野本法律事務所 勤務弁護士（アソシエイト）として入所、1994年パートナー昇格	0口
		1995年10月	日本ウォーターズ株式会社 監査役（現任）	
		2000年2月	渥美白井法律事務所 パートナー	
		2000年3月	株式会社マーチ・アセット・マネジメント 監査役（現任）	
		2002年4月	米国ポールヘイスティングス法律事務所 パートナー	
		2008年1月	英国アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所 パートナー	
		2012年1月	米国ホワイト&ケース法律事務所 パートナー	
		2016年1月	ケイネックス法律事務所を設立 パートナー（現任）	
		2017年2月	習志野大久保未来プロジェクト株式会社 監査役（現任）	
		2017年5月	弘前芸術創造株式会社 監査役（現任）	
		2017年6月	東岡崎駅北東街区複合施設株式会社 監査役（現任）	
		2017年9月	本投資法人 監督役員（現任）	
		2022年11月	熊谷子育て支援・保健拠点施設株式会社 監査役（現任）	
		2023年6月	株式会社エール 監査役（現任）	
		2024年11月	福岡千早フォレスト株式会社 監査役（現任）	

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況		所 有 す る 本投資法人の 投資口の口数
2	あお しま しん ご 青 島 信 吾 (1978年6月10日)	2001年4月	日本生命保険相互会社 首都圏 財務部	0口
		2003年10月	新日本監査法人（現 EY新日本 有限責任監査法人）	
		2007年5月	公認会計士登録	
		2009年11月	Cenxus税理士法人 代表社員 （現任）	
		2011年6月	監査法人東海会計社 代表社員 （現任）	
		2014年8月	丸紅プライベートリート投資法 人 監督役員（現任）	
		2023年12月	本投資法人 監督役員（現任）	

1. 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者両名が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

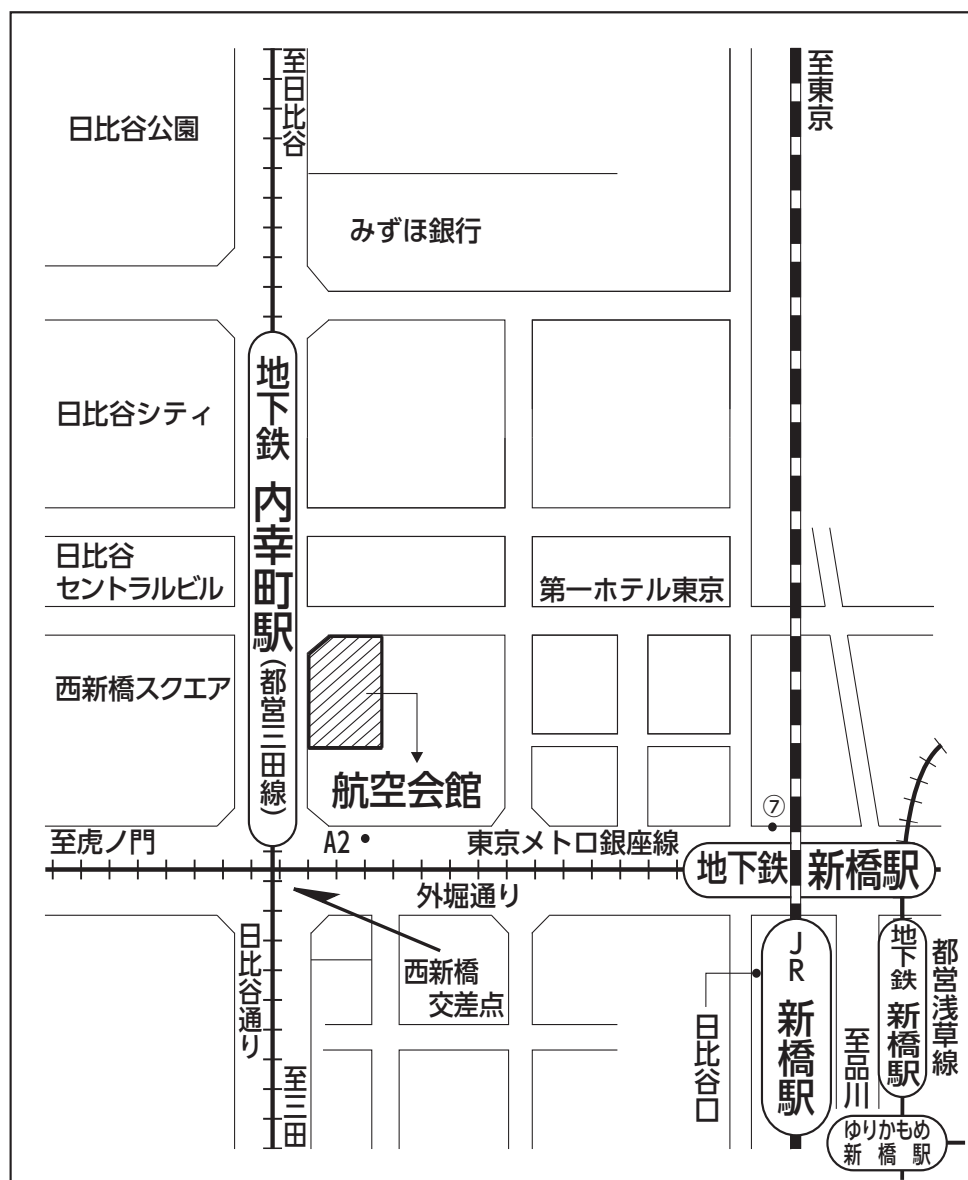
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第5回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目18番1号
 航空会館 7階 大ホール
 電話番号 03-3501-1272



●交 通

J R 新橋駅
 都営地下鉄三田線内幸町駅
 東京メトロ銀座線新橋駅
 都営地下鉄浅草線新橋駅

日比谷口 徒歩 6分
 A2出口 // 1分
 ⑦出口 // 6分
 ⑦出口 // 6分

<お願い>

駐車場の用意をしておりますので、お車でのご来場はご遠慮ください。